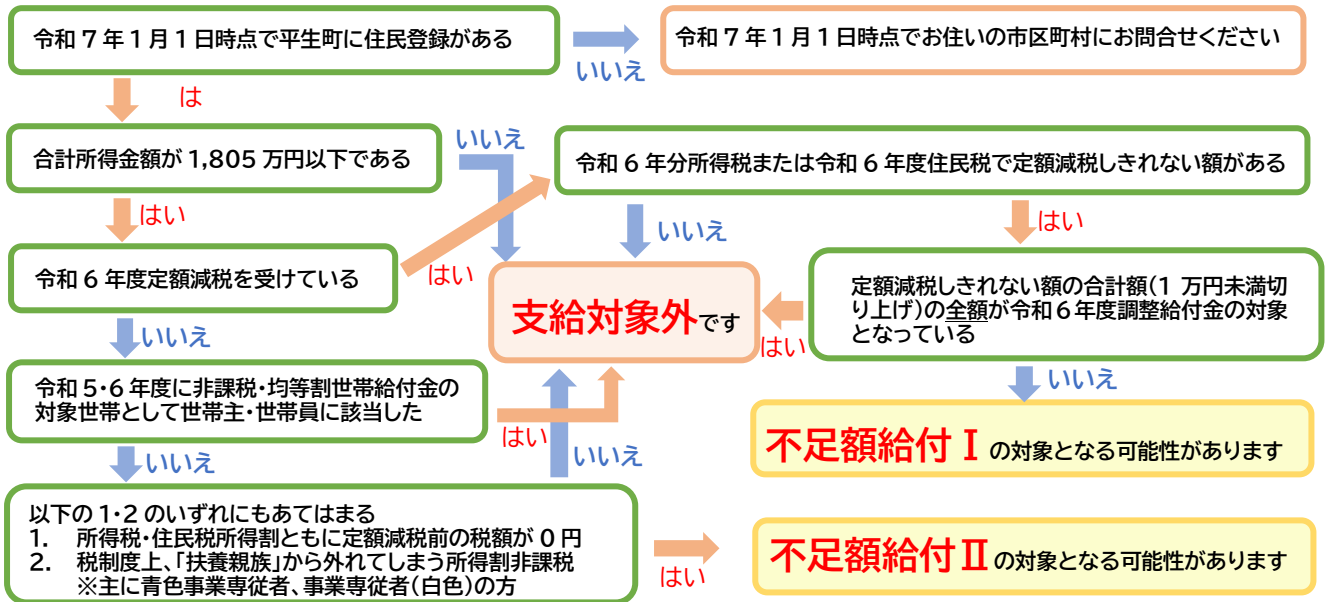


「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加給付金(「調整給付金(不足額給付)」)のご案内

令和 7 年度定額減税補足給付金(不足額給付)は、令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じた方等に対し、不足額を給付します。

定額減税補足給付金(不足額給付) 対象確認フローチャート



不足額給付 I 当初調整給付の算定に際し、令和 5 年所得を基にした推計額(令和 6 年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対してその差額を支給するものです

【例】令和 5 年中の所得に比べ、令和 6 年中の所得が減少



令和 5 年分所得

所得税額(推計) 60,000 円
定額減税可能額 90,000 円
※所得税分のみ
当初調整給付 30,000 円

令和 6 年分所得

所得税額(実績) 40,000 円
定額減税可能額 90,000 円
※所得税分のみ
不足額給付所要額 50,000 円

⇒差額の 20,000 円を不足額給付として給付

【例】令和 5 年 扶養人数 1 人 → 令和 6 年 扶養人数 2 人



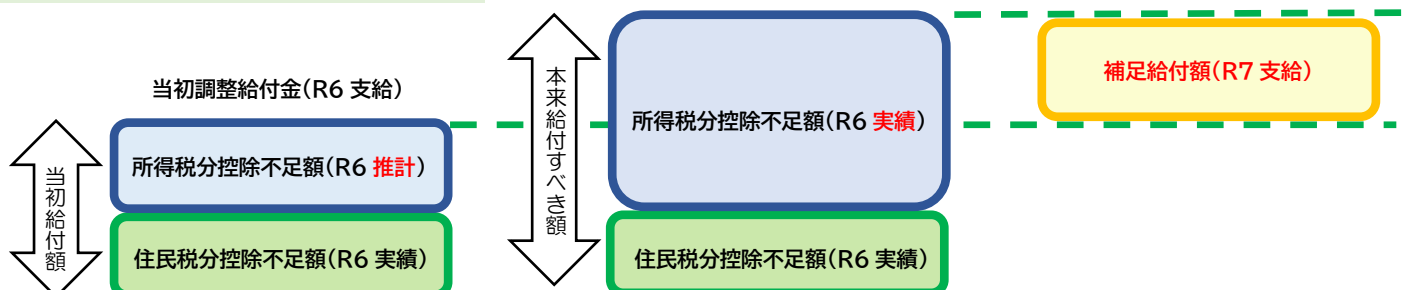
所得税額(推計) 20,000 円
定額減税可能額 60,000 円
※所得税分のみ
当初調整給付 40,000 円

所得税額(実績) 20,000 円
定額減税可能額 90,000 円
※所得税分のみ
不足額給付所要額 70,000 円

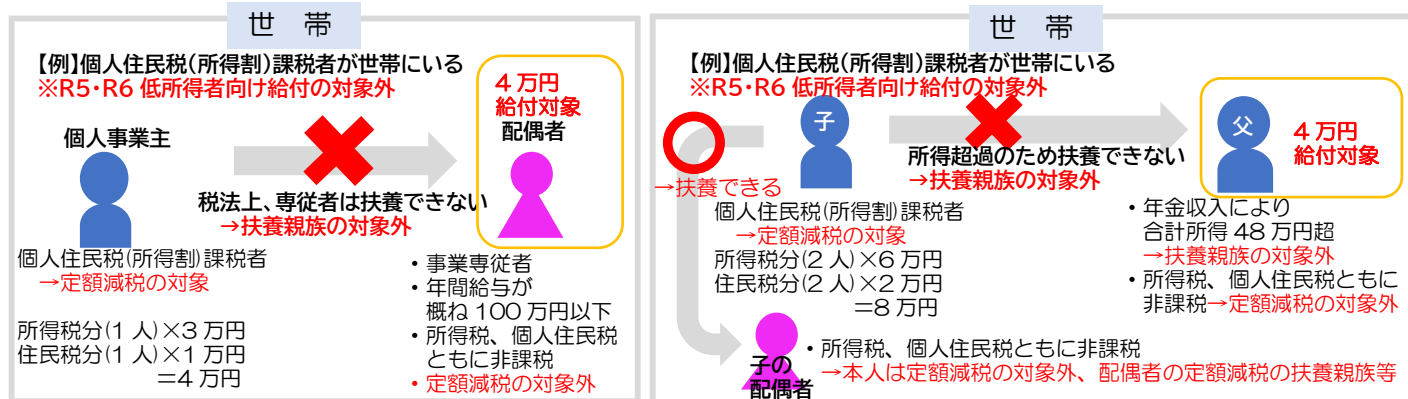
⇒差額の 30,000 円を不足額給付として給付

※1 万円単位は切り上げます。 差額がマイナスになる方に対して、給付の返還を求めることはありません。

調整給付対象者の条件と給付額(イメージ)



不足額給付Ⅱ 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、**一人当たり原則 4 万円(定額)**を支給するものです



※令和 6 年 1 月 1 日時点で国外に居住していた場合は 3 万円

■給付金の支給手続き

不足額給付Ⅰ 令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1)令和 6 年 1 月 1 日以降平生町に住民登録があり R 6 調整給付金支給等により口座情報を町が把握している方

- ・対象者には、平生町から、給付内容や確認事項が書かれた「平生町定額減税調整給付金(不足額給付)支給のお知らせ」が届きます。(8 月中の送付を予定しています)
- ・お知らせの内容(支給要件、振込先等)を確認してください。(原則申請不要です)
- ・辞退、口座変更等の場合は申請、変更の届け出が必要です。

(2)R6 調整給付金等で給付金の支給履歴がなく口座情報を町が把握していない方

- ・対象者や対象と思われる方には、平生町から、「平生町定額減税調整給付金(不足額給付)支給確認書」が届きます。(8 月中の送付を予定しています)
- ・給付金を受け取るには**確認書の返送が必要**です。

(3)令和 6 年中に他の市区町村や海外から平生町に転入され、令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録がある方

- ・「平生町定額減税調整給付金(不足額給付)支給申請書【転入者】」に必要書類を添えてご提出ください。
- ・給付金を受け取るには**申請が必要**です。対象と思われる方には申請書を郵送する予定です。

不足額給付Ⅱ 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方で以下のいずれの要件も満たす方

- ・令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(=本人として定額減税対象外)
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- ・合計所得金額 48 万円超の方(=扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- ・「平生町定額減税調整給付金(不足額給付)支給申請書【転入者以外】」に必要書類を添えてご提出ください。
- ・給付金を受け取るには**申請が必要**です。

■提出・申請期限(必着)

確認書：令和 7 年 10 月 31 日(金) 申請書：令和 7 年 10 月 15 日(水)

■「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の(職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、平生町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。また都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載された URL にアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

定額減税に関すること 税務課 町民税班 56-7114
給付に関すること 町民福祉課 地域福祉班 56-7113

※内閣官房ホームページもご覧ください

不足額給付

給付金・定額減税一体措置

